議案第32号

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について

取手市都市計画税条例(昭和48年条例第31号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方税法が改正されたことに伴い、引用する条項の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例

取手市都市計画税条例(昭和48年条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 付 則 | 付 則 |
| 1から15まで (略) | 1から15まで (略) |
| (宅地化農地に対して課する都市計画税の | (宅地化農地に対して課する都市計画税の |
| 納税義務の免除等) | 納税義務の免除等) |
| 16 及び 17 (略) | 16 及び 17 (略) |
| 18 法附則第 15 条第 1 項, 第 13 項, 第 18 | 18 法附則第 15 条第 1 項, 第 13 項, 第 18 |
| 項から第22項まで,第24項,第25項, | 項から第22項まで,第24項,第25項, |
| 第29項,第33項,第37項から第39項ま | 第 29 項, 第 33 項, 第 37 項から第 39 項ま |
| で, 第42項から第44項まで, 第47項若 | で,第42項から第44項まで,第47項若 |
| しくは第48項,第15条の2第2項,第1 | しくは第48項,第15条の2第2項,第1 |
| 5条の3又は <u>第63条</u> の規定の適用がある | 5条の3又は <u>第61条</u> の規定の適用がある |
| 各年度分の都市計画税に限り,第2条第2 | 各年度分の都市計画税に限り,第2条第2 |
| 項中「又は第33項」とあるのは「若しく | 項中「又は第33項」とあるのは「若しく |
| は第33項又は附則第15条から第15条の | は第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の |
| 3 まで若しくは <u>第 63 条</u> 」とする。 | 3まで若しくは <u>第 61 条</u> 」とする。 |
| 19 (略) | 19 (略) |
| | |

付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。